

平成 25 年 9 月 20 日
 平成 26 年 2 月 14 日改定
 平成 26 年 5 月 23 日改定
 福 島 県
 福 島 市
 飯 館 村
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《福島市-飯館村》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ＞

- ・福島市において、松川町金沢 松川工業団地など市内 15 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 9,000 人が生活している。
- ・主な避難元市町村の内訳は、浪江町が約 3,100 人、飯館村が約 2,900 人、双葉町が約 330 人（平成 26 年 4 月 24 日時点）
- ・応急仮設住宅入居（約 9,000 人）の割合は、建設分が約 2 割、民間住宅賃貸分が約 8 割となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅（建設分）の入居状況】（平成 26 年 4 月 24 日時点）

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数	入居戸数	入居者数
浪江町	笹谷(笹谷東部)	182	167	337
	南矢野目(南矢野目)	208	187	373
	飯坂町平野(北幹線第一)	196	168	310
	上鳥渡(しのぶ台)	112	56	111
	森合町(森合町)	18	16	29
	宮代(宮代第一)	128	34	50
	宮代(宮代第二)	48	18	32
	佐原(旧佐原小学校)	32	20	46
飯館村	松川町(旧松川小学校)	46	39	89
	松川町金沢(松川工業団地第一)	118	114	200
	松川町金沢(松川工業団地第二)	109	104	198
	飯野町明治(旧明治小学校)	30	26	51
	飯野町(旧飯野小学校)	35	31	68
双葉町	飯坂町平野(北幹線第二)	88	45	79
	さくら(さくら)	32	21	35
計		1,382	1,046	2,008

【応急仮設住宅（民間賃貸住宅分）契約及び入居状況】（平成 26 年 4 月 24 日時点）

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
郡山市	3	3	飯館村	984	2,257
須賀川市	1	2	大熊町	88	178
田村市	3	3	富岡町	116	263
新地町	0	0	浪江町	837	1,775
相馬市	8	11	楡葉町	26	41
南相馬市	588	1,449	広野町	9	11
いわき市	9	25	葛尾村	8	16
伊達市	14	33	川内村	10	19
川俣町	115	245	双葉町	109	214
二本松市	9	25	計	2,937	6,570

<公共施設等の受入れ>

- ・ 福島市内には、全村避難をしている飯舘村が同市飯野地区に役場機能を置いているほか、仮設幼稚園、飯舘中学校、給食センターを置くとともに（なお、飯舘小学校は川俣町内に置かれている）、福島市中心部等から飯野地区等に置かれている仮設幼稚園、小中学校までスクールバスを運行している。
- ・ このほか、浪江町が避難に伴い、福島市役所内に出張所（主な機能は二本松市内）を設置している。

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

（１）復興公営住宅

- ・ 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- ・ 福島市における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成25年12月）」に基づき430戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- ・ 上記整備計画に基づく430戸について、第一期整備分及び飯舘村営分の71戸は平成26年度の入居を目指し、第二期整備分の73戸は平成27年度の入居を目指し、整備に取り組む。残りの286戸分については、現時点で建設場所は未定であるが、整備の具体化に向けて取り組む。
- ・ なお、飯野地区の村営住宅は、村の「いいたてまでいな復興計画」において、村外子育て拠点と位置付けられており、同地区の仮設幼稚園等に通学する子どもをもつ世帯の入居を想定している。
- ・ 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集会室等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- ・ 避難者等に復興公営住宅に関する理解を深め、入居にあたっての参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市及びいわき市内に設置する。
- ・ 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

	所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度	割振り戸数				
						飯舘村				共通
	福島市飯野	飯舘村	23戸	戸建・長屋住宅	H26年度第2四半期	—				
第一期	福島市鎌田	県	24戸	集合住宅	H26年度第4四半期	24				
	福島市笹谷	県	24戸	集合住宅	H26年度第4四半期	24				
	計	—	48戸	—	—					
第二期	福島市飯坂	県	58戸	集合住宅	H27年度	未定				
	福島市松川	県	15戸	集合住宅	H27年度					

期	計	—	73 戸	—	—						
	現在計	—	144 戸	—	—						
	未定	—	286 戸	—	—						
	合計	—	430 戸	—	—						

＜募集方法（第一期）について＞

- ・ 団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振りは上記のとおり。
- ・ すべての棟の1階部分に「優先住宅」を設け、優先世帯（高齢者（75歳以上）、障がい者または要介護者を含む世帯）に該当する方のみが申込み可能。
- ・ 「優先住宅」へ申込みをする方は、その棟に限り、一般住宅の抽選にも参加可能。
- ・ 1世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。
- ・ 子育て等世帯（「平成26年4月1日現在18歳未満の子」又は「妊婦」を含む世帯）については、一般住宅の抽選において、当選確率を5割増しとする。

（2）役場機能

- ・ 各避難元町村において、福島市内の避難者に対する行政サービスの拠点として、当面の間、次の役場機能を維持する。

〔飯舘村〕 飯野出張所（所在地：福島市飯野町字後川10-2）

〔浪江町〕 福島出張所（所在地：福島市五老内町3-1）

（3）関連基盤

＜教育機関＞

- ・ 飯舘村に関しては、当面の間は、福島市飯野地区等に置かれている村営の幼稚園、小中学校の運営、スクールバスの運行を継続する。
- ・ 福島市において、一定程度の児童等の受入れ余地はあることから、受入態勢の状況の推移の把握に努める。

＜医療機関、介護サービス＞

- ・ 福島市内の医療機関については、現在のところ、避難者の増加に伴う混雑などに対する直接の苦情は見受けられないが、医師、看護師は不足の状況にはあることから、状況の注視が必要である。
- ・ 福島市内の介護サービスについては、現在のところ、避難者の増加に伴う直接の苦情は見受けられないが、一部の介護施設においては震災以前から満床状態で待機者の多い状況にあったことから、状況の注視が必要である。

（4）コミュニティの維持・形成に向けた取組

＜コミュニティ交流員の配置＞

- ・ 生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置する。

【コミュニティ交流員の配置人数・時期】

所在地	交流員配置人数	配置予定時期
福島市飯野	1名	H26.8～
福島市鎌田	1名	H27.2～
福島市笹谷		

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備に当たっては、福島市の都市計画や個別のまち

づくり計画との整合にも留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- ・ 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいつくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・ 実施する事業については、福島県及び復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。
- ・ 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- ・ 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- ・ 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、飯舘村、双葉町は平成 25 年 2 月から、浪江町は平成 25 年 3 月から発行を開始している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成 26 年 4 月 30 日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	265 人	777 枚	川内村	H25.4.1～	110 人	119 枚
田村市	H25.2.15～	55 人	55 枚	大熊町	H25.3.1～	2,934 人	3,558 枚
南相馬市	H25.2.15～	1,572 人	2,178 枚	双葉町	H25.2.1～	－	2,051 枚
川俣町	H25.2.12～	60 人	62 枚	浪江町	H25.3.1～	－	5,638 枚
広野町	H25.2.15～	154 人	177 枚	葛尾村	H25.2.1～	224 人	262 枚
楡葉町	H25.4.1～	1,021 人	1,021 枚	飯舘村	H25.2.15～	321 人	380 枚
富岡町	H25.4.1～	－	3,699 枚	計		(6,716 人)※	19,977 枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- ・ 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。